

白井市文化団体協議会補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

文化団体協議会補助金

2 補助金交付の目的

市民の自主的な文化芸術活動の創造と発展による地域文化振興を図るため。

3 補助対象

白井市文化団体協議会

4 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

5 補助額（率）

補助額は、90万円を限度とする。

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成26年4月1日

8 補助金の終期

令和10年3月31日

9 改正履歴

令和5年3月31日
令和7年4月1日

別紙

補助対象事業	補助対象経費	内容
①市民に文化芸術の普及及び啓蒙を図るための講演会等の開催事業 ②ワークショップその他を取り入れ、広く市民に参加の機会を与える事業 ③学校、福祉施設その他の施設へのアウトリーチ又は指導者派遣等の事業 ④青少年又は弱者を対象にする事業 ⑤会報等の発行による情報提供事業 ⑥伝統文化の継承者、新たな文化の担い手又は文化を支える人材を育成する事業 ⑦その他市長が必要と認めるもの	保険料	派遣に伴う傷害保険等
	報償費	講師謝礼等
	旅費	派遣交通費等
	需用費	補助対象事業等に必要の消耗品購入費、コピー代、ポスター、プログラム・パンフレット、チラシ、図録等の印刷製本費（無料配布する場合）、食糧費等
	役務費	通信運搬費、クリーニング代、ピアノ調律等の手数料等
	委託費	会場設営、展示工作、撤去、公演、舞台監督、照明、音響技術者、新聞折込等の委託料
	使用料及び賃借料	著作権使用料、楽器、機器、器具等、作品等の借上料、駐車料等
	備品購入費	2万円以上の物品購入費
	負担金	県芸術文化団体協議会負担金等
	その他	市長が必要と認めるもの

ただし、次の経費については、補助対象外経費とする。

- ①会の運営に要する経費
- ②交際費及び慶弔費
- ③貸付金、寄付金及び出資金
- ④会員に対する食糧費
- ⑤会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥会員の親睦に要する経費
- ⑦他の制度等により補助を受ける経費
- ⑧その他市長が適当でないと認める経費